

だい かい ひゅうがしじんけん・どうわもんだいしみんこうえんかい  
第38回 日向市人権・同和問題市民講演会

ほんねん しみんこうえんかい  
今年の市民講演会は、オンライン録画配信で開催します。

し こうしき コーチューブ げんていこうかい  
市公式 YouTube(限定公開)

はいしんきかんちゅう らん きがる さんか  
配信期間中にパソコンやスマートフォンでご覧いただけます。お気軽にご参加ください。

えん だい  
～ 演 題 ～

さべつ み み  
差別は、見ようとしなければ見えない

ぶらくさべつ げんじつ し  
～ 部落差別の現実を知っていますか～

こう し  
～ 講 師 ～



かみ かわ た み  
上川多実さん

ぶらく も どうきょう ひさべつぶらく  
部落にルーツを持ちながらも、東京の被差別部落  
でない地域で生まれ育った41歳。二児の子育て中。  
とうきょうとざいじゅう  
東京都在住。

こう し  
講 師  
紹 介

「わたし」から始まる「部落」の情報発信サイト  
「BURAKU HERITAGE」のメンバーとして講演や  
ワークショップ、イベント開催などを行っている。

2021年9月に東京地裁で違法判決が出された、  
「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の原告のひとり。

はいしんきかん  
～ 配信期間 ～

2022年 2月1日(火)～2022年 3月4日(金)

しちようじかん  
視聴時間

やく じかん ぶん  
約1時間30分

しゅわつうやく じまくひようじ  
※手話通訳、字幕表示あり

さんかひ  
参加費

むりよう  
無料

もうしこみきかん  
申込期間

2022年1月24日(月)～2022年2月28日(月)

もうしこみほうほう  
申込方法

みぎ よ と せんようもう こ  
右のQRコードを読み取り、専用申し込みフォームから  
もう こ こうえんかいどうが しちよう  
申し込みください。講演会動画を視聴するためのURL  
をメールで送ります。(限定公開で配信します)  
ひゅうがし もう こ  
日向市ホームページからも申し込みできます。



しちよういかい さんかほうほう きぼう かた うらめん らん  
パソコンやスマートフォンでの視聴以外の参加方法をご希望の方は裏面をご覧ください。

ねが  
お願い!

どうが むりよう しちよう つうしん かん ひよう さんかしゃふたん  
動画は無料で視聴できますが、通信に関する費用は参加者負担とします。

さんかしゃ こうえん ないよう ろくおん ろくが た つう かくさん けいさい いっさいきんし  
参加者が講演の内容を録音または録画し、SNSやその他メディアを通じて拡散、掲載することは一切禁止します。

しゅざい ひゅうがし ちいき か じんけん・どうわぎょうせいすいしんしつ といあわ さき  
主 催：日向市地域コミュニティ課 人権・同和行政推進室 問合せ先 ☎0982-54-0227

【QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です】

# パソコンやスマートフォンを使用しない参加方法のご案内

(1) 上映会への参加 《開催日前日までにお電話で申し込みください ☎54-0227》

★第1回 日時 2022年3月17日(木) 13:30～15:00

会場 中央公民館 第4研修室 (日向市中町1-31)

★第2回 日時 2022年3月18日(金) 13:30～15:00

会場 東郷公民館 〈さくら館〉 (日向市東郷町山陰辛273-1)

《新型コロナウイルス感染症予防に関するお願い》

●参加に当たっては、マスクの着用、手指消毒、入場時の検温にご協力をお願いします。

●体調に不安のある場合は、来場をお控えください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で中止になる場合もあります。

## (2) 地区の勉強会、職場の研修として視聴する

会場を準備いただければ出前講座として上映しますので、下記の問合せ先までご連絡ください。  
(2022年3月25日までの開催について対応可能です)

### 【講演会に関する一口メモ】

講師の上川多実さんが原告のひとりとなっている「全国部落調査」復刻版出版事件裁判とは？

全国の被差別部落の地名などをまとめた本の出版や地名リストのネット公開はプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と被差別部落出身者約230人が出版社側を相手取った訴訟。

2021年9月27日の東京地裁の判決は、「リストの公表により結婚や就職で差別を受けられる恐れがある」とし、大半の原告のプライバシー侵害を認め、出版社側に出版・公開の差し止めを命じた。

一方、被差別部落出身と自ら明かした複数の原告についてはプライバシー侵害を認めず、「全国部落調査」の一覧表に現在の住所地・本籍地が掲載された原告のいる25の都府県は差し止めを認めたが、16の県を差し止めから除外した。原告側が主張していた「差別されない権利」もアウトティング被害も今回の判決では認められなかった。

人ある限り人権を。  
身元調査お断り！



【講演会に関する問合せ先】

日向市地域コミュニティ課 人権・同和行政推進室

☎0982-54-0227

